

仕様書

1 借入物品

第 49 回全国高等学校総合文化祭(かがわ総文祭 2025) 日本音楽部門箏

2 概要

第 49 回全国高等学校総合文化祭(かがわ総文祭 2025) 日本音楽部門の開催に当たり、必要となる箏の借入れを行い、当該箏の運搬、設置・調整及び撤去を実施する。

3 要求諸元及び数量

(1) 箏(十三絃) 5面

(2) 十七絃 3面

※舞台発表での使用に支障の無い楽器(コンディションを含む)

4 借入期間

令和7年7月22日(火)～令和7年7月27日(日)

5 納入・引取

(1) 納入場所

レクザムホール(香川県高松市玉藻町9番10号)

※場所詳細については、業者決定後に打合せを行う。

(2) 納入・引取日時

① 納入 令和7年7月22日(火) 15:30

② 引取 令和7年7月27日(日) 17:00

※日時詳細については、決定後に打合せを行う。

6 その他

(1) 過去に香川県高等学校総合文化祭日本音楽部門又は全国高等学校総合文化祭日本音楽部門に関する業務に携わった経験を有するものとする。

(2) 借入物品について、賃貸借期間中に故障等のトラブルが発生した場合は、貸主が直ちに対応するものとする。

(3) 借入物品の納入・引取については、借主の指示に従うこと。

(4) 借入物品の配送、必要資材の調達、借入物品の調整等に係る一切の費用は貸主の負担とする。

(5) 天災等のやむを得ない事情により、大会を中止又は計画変更する場合がある。

(6) 大会中止等を行う場合は、借主より借入日の1カ月前までに借入中止等について通知を行うものとする。

(7) この仕様書に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度借主と協議の上、決定するものとする。

7 損害賠償責任

(1) 貸主の過失により第三者に損害を与えた場合には、貸主が損害賠償の責任を負うものとする。

(2) 大会中止等に伴い貸主に生じた損害については、借主は賠償の責を負わない。

8 守秘義務

- (1) 本借入れに関し、借主から受領又は閲覧した資料等は、借主の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 本借入れで知り得た借主及びその他事業者等の秘密は、保持しなければならない。

7 問い合わせ先

(1) 契約事務に係る事項

第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会事務局 事務局員 安藤 大輔
香川県高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎2階

(香川県教育委員会事務局全国高校総合文化祭推進室内)

電話：087-832-3725 FAX：087-831-1912

(2) 業務内容に係る事項

第49回全国高等学校総合文化祭日本音楽部門委員会 代表委員 福家 裕子
香川県高松市松島町1丁目14-8 (高松中央高等学校内)

電話：087-831-1291 FAX：087-862-0290